



## ご寄附のお願い

〈個人〉 □ 10,000円 〈団体・企業等〉 □ 50,000円

### 〈寄附金にかかる税の優遇措置〉

寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として

- 個人の場合は、所得税の税額控除など税制面の優遇措置が受けられます。
- 法人の場合は、一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、寄附金の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金に算入できます。

### 〈県入札参加資格における加点対象制度〉

「ひょうご子ども・若者応援団」に対し、**令和5年度中(令和5年4月～令和6年3月末日まで)**に10万円以上の寄附等をしていただいた場合には、兵庫県が行う建設工事又は測量・建設コンサルタント等の資格審査申請において、「社会貢献評価(兵庫県の関係事業に対し支援を行った場合)」に該当し、**寄附をした翌年度(令和6年度)の10月1日から2年間**、加点対象となります。

加点を希望される場合には、建設工事に係る資格審査申請において、「社会貢献評価(加点希望欄)」に記入する必要がありますのでご注意ください。



### 〈納入方法〉

#### 銀行振込の場合

銀行名/三井住友銀行 兵庫県庁出張所 □座番号/普通預金3074378

□座名義/公益財団法人 兵庫県青少年本部

#### 郵便振込の場合

□座番号/01120-7-52444 □座名義/公益財団法人 兵庫県青少年本部

所定の振込用紙により郵便局からお振込みの場合は、振込手数料は不要です。

※ただし、現金での払込みの場合は、別途加算料金が必要となります。

「ひょうご子ども・若者応援団」では 企業や団体等から提供される多様な資源を 青少年育成活動に取り組む団体への橋渡しをしています

### ◆Contents◆

- ・「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業報告
- ・マッチング事業について
- ・「ひょうご子ども・若者応援団」のしくみ
- ・ご寄附のお願い



阪神南青少年本部	06-6481-4634
阪神北青少年本部	0797-83-3138
東播磨青少年本部	079-421-9105
北播磨青少年本部	0795-42-9352
中播磨青少年本部	079-281-9198
西播磨青少年本部	0791-58-2131
但馬青少年本部	0796-26-3648
丹波青少年本部	0795-72-5168
淡路青少年本部	0799-26-2042
神戸事務局	078-647-9091

【発行】  
公益財団法人兵庫県青少年本部  
「ひょうご子ども・若者応援団」

〒650-0011  
神戸市中央区下山手通4丁目16-3  
兵庫県民会館8階  
☎: 078-891-7410 Fax: 078-891-7418  
e-mail: ouendan@seishonen.or.jp  
ホームページ: <https://seishonen.or.jp>



# 令和5年度「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業報告 (pick up)

## ◆ネットトラブル対策体験活動特別助成事業◆

青少年の健全育成を目的とする団体・グループ等が、ネット依存対策を組み込んだ2泊以上のキャンプ等自然体験活動を実施する事業で、参加者が日常生活でのネット利用を見直したい県内在住の青少年(18歳以下)10名以上が参加するものに対し、1件あたり**15万円**を限度に助成

- 令和6年3月31日までに開催される事業を対象:3件採択
- 募集期間:3月から募集(今年度の募集終了)



応援団からの助成金や物資は、様々な青少年健全育成活動に活用されています



## ◆災害復興支援特別助成事業◆

自然災害等により災害救助法の適用を受けた地域等で被災した青少年を対象に実施する事業(被災青少年の心身の健康の回復・増進に関わる事業、県内青少年との交流など)1団体・グループあたり**15万円**を限度として助成

- 令和6年3月31日までに開催される事業を対象
- 募集期間:令和6年2月29日まで



## ◆インターネット等(親子)学習会特別助成事業◆

青少年が安全に安心して、携帯電話やスマートフォン、パソコンなどのインターネットを利用できるように、その利便性や危険性を知り、青少年をネットトラブルから守る手立て、および健康などについての学習会(参加者10名以上)を対象に、1団体・グループあたり**2万円**(講師謝金・旅費、会場使用料)を限度として助成

- 令和6年3月31日までに開催される事業を対象
- 募集期間:令和6年2月29日まで:8件採択(9月末現在)

【主な助成団体】 保護者会・PTA・青少年育成団体・自治会・婦人会・子育てグループなど



## マッチング事業

応援団に登録されている青少年団体・グループが青少年の健全育成を目的として実施する活動に対して、企業などから提供していただいた資源を橋渡しします



※他にも多くの物資や人材派遣等が企業・個人等から提供されています。

企業などから提供される資源の情報は「ひょうご子ども・若者応援団」に登録されている団体・グループへメール・FAXでお知らせします。新たに登録を希望する団体・グループは登録申込書と必要書類(団体定款など)をご提出ください。

※兵庫県青少年本部ホームページ(<https://seishonen.or.jp>)  
→活動への支援を受けたい①ひょうご子ども・若者応援団  
→応援団のマッチング事業→応援団登録用紙ダウンロード

提出書類などの詳細も登録申込書に掲載されています。



## ◆一般助成事業◆

青少年の自然体験、社会参加、非行防止、リーダーの養成、自立支援、国際交流、世代間・地域間交流などの事業を対象に1団体・グループあたり**10万円**を限度として助成

- 上期:4月~9月実施分:24件採択(令和6年度の募集は1月頃からの予定)
- 下期:10月~3月実施分:26件採択(今年度の募集終了)



お菓子大好き!

